

地域生活支援事業実施事業者 様

練馬区 福祉部
障害者サービス調整担当課

地域生活支援事業（日常生活用具給付事業・住宅設備改善給付事業）
実施事業者の登録について（案内）

日頃から、練馬区の障害福祉施策にご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、練馬区では給付等の事業の適正化の観点から、地域生活支援事業について登録制を導入しています。

つきましては、下記のとおり障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業について、事業者登録の申請のご案内を申し上げます。

記

1 登録単位

事業所ごとの登録

2 申請必要書類

(1) 地域生活支援事業者登録申請書【第1号様式】

(2) 確認書

(3) 現在事項証明書（現在事項全部証明書）【写しで可】

※ 登記を行ってない場合は、個人事業の開業届の写し

(4) サービスに従事できる者の資格が確認できるものの写し（住宅設備改善給付事業を希望する場合）

資格を有している者が現地立会いおよび従事できることが要件となります

<対象となる資格>

社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、

福祉住環境コーディネーター1級・2級

(5) 地域生活支援事業者等登録の申請に係る提出書類一覧

3 登録有効期間

登録年月日から令和11年3月31日まで

登録年月日は地域生活支援事業者登録通知書に記載されます。

4 その他

- (1) 申請書類は、郵送またはメールで提出してください。
- (2) 介護保険の特定福祉用具の事業、居宅介護住宅改修の事業を行う予定の事業者におかれましては、別途、介護保険課への手続が必要となります。
詳細については、練馬区介護保険課給付係（電話 03-5984-4591（直通））までお問い合わせください。

5 提出先および問合せ先

〒176-8501

練馬区豊玉北6-12-1

練馬区 福祉部 障害者サービス調整担当課 事業者支援係

電 話 03-5984-2825（直通）

F A X 03-5984-1215

メールアドレス:SHOGAICHOSEI@city.nerima.tokyo.jp